**《最終貸借対照表【決算公告】を同時掲載するとき》**

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおり

です。

（補足）「左記」は決算公告の配置により「下記」「次」等に変わります。

※決算公告を同時掲載するときは枠公告になります。

**《官報で公告しているとき》**

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙　官報

掲載の日付　平成○○年○○月○○日

掲載頁　一二三頁（号外第四五六号）

※官報で公告しているときは、当該官報の日付及び当該公告が掲載されている頁

（補足）数字の記載方法　二桁の場合　九十二頁　二十一日　など

　　　　　　　　　　　　三桁の場合　二三四頁　四五六号　など

となります。

**《時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で公告しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

掲載紙　○○○新聞

掲載の日付　平成○○年○○月○○日

掲載頁　二十三頁

※時事に関する事項を掲載するに日刊新聞紙で公告しているときは、当該新聞の名称、日付及び当該公告が掲載されている頁

**《特例有限会社の場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

計算書類の公告義務はありません。

**《持分会社（合名会社・合資会社・合同会社）の場合》**

* 最終貸借対照表の開示状況の記載は不要です。

**《有価証券報告書提出会社の場合》**

　なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

**《電子公告しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

　http://www.tochigi09.com

※　「公告する方法」として「電子公告の方法により行う。」と登記し、電子公告を行った場合、電子公告調査機関の調査をうけなければならない（決算公告のみの場合は不要）（会社法九四一条）。

また、ホームページには貸借対照表の全文を当該定時株主総会終結後五年間掲載し続けなければならない。

**《ホームページ（会社法の規定に基づく開示）に掲載しているとき》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

　http://www.tochigi09.com

※　「貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項」として「ホームページアドレス」を登記する必要がある。

また、ホームページには貸借対照表の全文を当該定時株主総会終結後五年間掲載し続けなければならない。

**《最終事業年度がない（未到来又は決算が確定していない）場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

確定した最終事業年度はありません。

**《清算株式会社の場合》**

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおり

です。

清算株式会社です。